

平成28年8月

第69期司法修習生（12月14日修習終了予定者）各位

第一東京弁護士会

弁護士会費についてのご案内

第69期司法修習生（12月14日修習終了予定者）新入会員の1ヶ月ごとの会費額は下記のとおりとなります。

当会入会月より納付していただくこととなりますので、入会されましたら、別紙の「会費の納付方法について」をご参照のうえ、ご納付ください。

記

入会月（平成28年12月）から半年間（平成29年5月まで）の会費額（月額）

本会会費	新会館維持管理特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計（円）
免除	0	6,200	4,400	10,600

平成29年6月からの会費額（月額）

本会会費	新会館維持管理特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計（円）
4,500	0	6,200	0	10,700

- ・ 本 会 会 費：本会の会費（本会会則24条）
- ・ 新会館維持管理特別会費：新会館の維持管理、修繕、設備更新等（本会会規25号）
- ・ 日 弁 連 会 費：日本弁護士連合会の会費（日弁連会則95条）
- ・ 日 弁 連 特 別 会 費：(1)少年・刑事財政基金特別会費 3,300円
(2)法律援助基金特別会費 1,100円
以 上

(注意)

- (1)修習終了後半年間の本会会費は免除となります（平成29年6月より4,500円）。
- (2)日弁連会費は、当会入会月（平成28年12月）よりお納めいただきます。日弁連会費は6,200円、同特別会費は4,400円です。
- (3)新会館維持管理特別会費は、毎月10,000円ずつ納付していただきます。但し第69期（12月14日修習終了予定者）新入会員は、4年間その徴収を猶予します。
新会館特別会費は、上記猶予期間中であっても、当会を退会される際には在会月数分を精算徴収することとなります（本会会規25号 4-③）。
- (4)日弁連特別会費は、少年・刑事財政基金特別会費、法律援助基金特別会費のいずれも平成29年5月まで徴収いたします（平成28年8月現在。日弁連総会を経て徴収期間が延長されることもあります）。
- (5)今後、修習終了後5年経過するまでは毎年会費額が変更になりますので、当会ホームページ（会員専用ページ）等で随時ご確認ください。

会費についてのお問い合わせ先

第一東京弁護士会 事務局経理課 TEL：03-3595-8581

会費の納付方法について

会費の納付には手間のかからない口座振替が便利です！ぜひお手続きくださいませ。

1 自動振替による納付

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）預金口座からの引落にて会費の納付が可能です。

振替に手数料はかかりません。

会費額変更の際も、特段のお手続は不要です。

※自動振替の開始まで多少時間がかかりますので、入会当初の数ヶ月は、振込または窓口での納付となります。

(1) 申込：事務局経理課に預金口座振替依頼書がございますので、必要事項をご記入の上、経理課までご提出ください。

※預金口座振替依頼書は平成29年1月18日の新入会員研修会で配布予定です。

(2) 開始：預金口座振替依頼書提出後、およそ2ヶ月かかります。毎月末日までにご提出いただきますと、翌々月から開始できます。

※振替開始前月までの会費については別途お振込又は窓口にてご納入いただきます。

(3) 振替日：毎月12日です。但し、12日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。

2 振込による納付

当会指定銀行口座に振り込むことにより納付が可能です。但し、振込手数料はご負担頂くこととなります。

3 窓口での納付

当会事務局経理課窓口(弁護士会館11階)に直接支払うことにより納付が可能です。但し、事務取扱時間は平日の午前9時30分から午後5時までです。